

所得税・町県民税の 申告受付が始まります

申告は正しくお早めに！
受付期間は2月18日(月)から
3月15日(金)までです

所得税の申告

次に該当する方は所得の申告が必要となります。

- 平成24年中の給与の収入金額が2千万円を超える方
- 給与を1か所から受け、退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後金額)の合計額が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けている方
- 事業所得や不動産所得などがある方で、平成24年中の各種所得の合計額が所得控除の合計額を超える方

町県民税の申告

平成25年1月1日現在、当町に住所がある方の平成24年中の

所得について申告をいただきます。所得がない方、雑損控除、扶養控除、生命保険料控除等の諸控除を受ける方も申告が必要となります。なお、次のいずれかに該当する場合は、申告の必要はありません。

- 平成24年中の所得が給与または公的年金のみである方
- 確定申告書を提出した方
- 年末調整または確定申告で税法上の扶養控除の対象とされた方

※申告義務者が申告をせず、後に所得等が判明すると、さかのぼって課税され、加算税がかかることがありますのでご注意ください。

農業所得のある方を対象に事前相談会を1月31日(木)～2月2日(土)に開催します。

所得税の還付申告ができる場合

- 給与所得や退職所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- 年の途中で退職したこと等により、年末調整を受けなかった方

平成24年分の申告受付日程表

会場：役場 第2会議室(2階)

月日	曜日	受付対象区	受付時間	町県民税の申告			
				月日	曜日	受付対象区	受付時間
2/18	月	元栗橋	午前の部 9時～正午 午後1時～4時 ※正午から午後1時までは遠くまで受付けてください	3/4	月	元栗橋	午前9時～正午 午後1時～4時 ※正午から午後1時までは遠くまで受付けてください
2/19	火	川妻		3/5	火	川妻	
2/20	水	小手指		3/6	水	小手指	
2/21	木	堀之内新幸谷		3/7	木	堀之内新幸谷	
2/22	金 (税理士)	小福田山王山		3/8	金 (税理士)	小福田山王山	
2/25	月	大福田山王		3/11	月	大福田山王	
2/26	火	江幸川主		3/12	火	江幸川主	
2/27	水	冬木新田		3/13	水	冬木新田	
2/28	木	土与部原宿台		3/14	木	土与部原宿台	
3/1	金 (税理士)	指定日にできなかった人		3/15	金	指定日にできなかった人	

- ◆指定日に申告できなかった方は、必ず期限内に申告を済ませてください。
- ◆税務署から、申告日時の指定を受けている方は、役場では受付ができません。(特に譲渡所得のある方はご注意ください。)
- ◆上記日程表の曜日欄に(税理士)とある日は、税理士1名が来庁し、申告受付を行う予定です。

お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)
古河税務署
☎(32)4161 (代)

申告書の作成は便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。また、作成したデータは、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。詳しくはホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。